

袖ヶ浦市第4次行政改革大綱（改訂版）

平成18年3月
袖ヶ浦市

<目次>

第 1	第 4 次行政改革の基本的考え方	・ ・ ・ 1
	1 行政改革の必要性	・ ・ ・ 1
	2 行政改革の目標	・ ・ ・ 2
第 2	目標の達成に向けての具体的方策	・ ・ ・ 3
	目標 1 市民との協働によるまちづくりの推進	
	1 開かれた行政の推進	・ ・ ・ 3
	2 市民の自主的活動の促進	・ ・ ・ 3
	目標 2 効率的な行財政運営の確立	
	1 事務事業の見直し	・ ・ ・ 4
	2 組織・機構の充実	・ ・ ・ 4
	3 人材育成の推進	・ ・ ・ 5
第 3	行政改革の推進方法	・ ・ ・ 5
	袖ヶ浦市第 4 次行政改革大綱体系図	・ ・ ・ 6

第 1 第 4 次行政改革の基本的考え方

1 行政改革の必要性

本市では、将来にわたり安定した行財政運営を行っていくために、積極的に自己点検を実施し、行政運営の原則である「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを目指し、不断の見直しを行ってきました。

しかし、長引く景気低迷による税収の落ち込み、少子・高齢化の進行、国際化・情報化の進展、市民の行政参加意欲の高揚、環境への関心の高まり等にみられる市民の価値観の多様化等、行政を取り巻く社会経済情勢は絶えず変化しています。

特に、地方分権一括法の施行による地方分権の進展により、地方自治体の権限と責任が拡大し、まちづくりは自分たちで決定し（自己決定）、その責任も自分たちが負う（自己責任）という地域の行政システムが求められています。

このような社会経済情勢の変化による新たな市民ニーズへ適切に対応するために、第 3 次行政改革（平成 13 年度から 15 年度）では新しい体系に基づく行政改革を推進し、行財政運営全般にわたる改革を行ってきました。

しかし、この取り組みは始まったばかりであり、十分な改革とするためには、引き続き積極的に推進していく必要があります。

職員一人ひとりの意識改革を進め、市民と協働しながら、一層効率的な行財政運営を行っていくため、第 3 次行政改革の精神を引き継ぎ、第 4 次行政改革に取り組んでいきます。

2 行政改革の目標

新たな市民ニーズへ適切に対応するために、「市民との協働によるまちづくりの推進」、「効率的な行財政運営の確立」を目標とします。

目標 1 市民との協働によるまちづくりの推進

地方分権時代にふさわしい主体的なまちづくりを行うためには、信頼関係に基づいた市民との連携・協力が必要です。本市では、広報広聴活動の充実により、市民ニーズを的確に把握するとともに、市民への説明責任を果たしながら、市民と行政が情報を共有し、一層の信頼関係を築きます。

また、市民と行政の役割を見直した中で、NPO（非営利団体）やボランティア団体の自主的な活動の支援や促進、男女共同参画社会の推進により、市政への市民参加機会を拡大し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

目標 2 効率的な行財政運営の確立

地方分権時代では、自治体自らの意思で政策を立案し、効率的に執行することが求められます。本市では、行政評価システムを構築し、適宜適切な見直しによる事業の継続的改善を行い、職員の政策立案能力の向上や行財政運営の効率化を図ります。

なお、行財政運営に当たっては、効率化の視点だけでなく、市民サービスへの影響を十分配慮しながら進めます。

また、組織や人事等を含めた行政全般にわたる見直しを行います。

第2 目標の達成に向けての具体的方策

目標1 市民との協働によるまちづくりの推進

1 開かれた行政の推進

市民の市政への関心を高め、地域の担い手として積極的に行政へ参画する意識を高めるとともに、市民ニーズを把握し、市民の視点に立った市民サービスを推進します。

このためには、IT（情報技術）を活用した「同時性」と「双方向性」のある広報広聴活動の充実等により、迅速な情報提供や、行政の透明性を向上しながら、市政への参加機会の拡大を図ります。

<具体例>

行政評価システムの運用、パブリックコメントの実施、バランスシート及び行政コスト計算書の公表等

2 市民の自主的活動の促進

時代に対応した新たな市民活動の展開に向けて、地域自治活動の活性化、NPO（民間非営利活動団体）やボランティア団体の活動の支援や促進を図るとともに、男女共同参画社会の推進により、市民の能力と経験を活かしたまちづくりを進めます。

<具体例>

ボランティア・NPO（民間非営利活動団体）の支援、市民による防犯パトロール実施の促進、学生ボランティアの育成、市民学芸員の養成等

目標 2 効率的な行財政運営の確立

1 事務事業の見直し

限られた財源の中で、新たな市民ニーズへ効率的かつ効果的に対応するために、行政評価システムを活用し、事業の達成度や費用対効果、市民の満足度等を客観的に評価します。

また、IT（情報技術）の活用等により事務の効率化を推進するとともに、電子市政の実現により市民サービスの向上を目指します。

さらに、環境に配慮した行政運営に努めるとともに、関係機関や近隣市と連携し、広域行政の推進を図ることにより市民サービスの向上と事務の効率化に努めます。

<具体例>

行政評価システムの運用、各種補助金の点検・見直し、使用料等の適正化、指定管理者制度の導入、公立保育所民間移管等の検討、電算処理システムの更新及び各種申請等の電子化等

2 組織・機構の充実

新たな市民ニーズへ迅速かつ柔軟に対応するために、職員数を適正に管理しながら、組織を見直します。

また、既存の非常勤特別職の設置の必要性を検討するとともに、各種審議会等の一層の活性化を図るため、女性の積極的登用に努めます。

外郭団体についても、組織運営の見直しを検討します。

<具体例>

組織の見直し、定員の適正化、非常勤特別職の適正な運用、審議会等への女性の登用、公営企業の経営の効率化等

3 人材育成の推進

新たな市民ニーズへ主体的かつ積極的に対応するために、研修制度の充実等により、政策立案能力の向上や、職員の意識改革等、人材の育成を図ります。

<具体例>

研修制度の充実、人事評価制度の改革

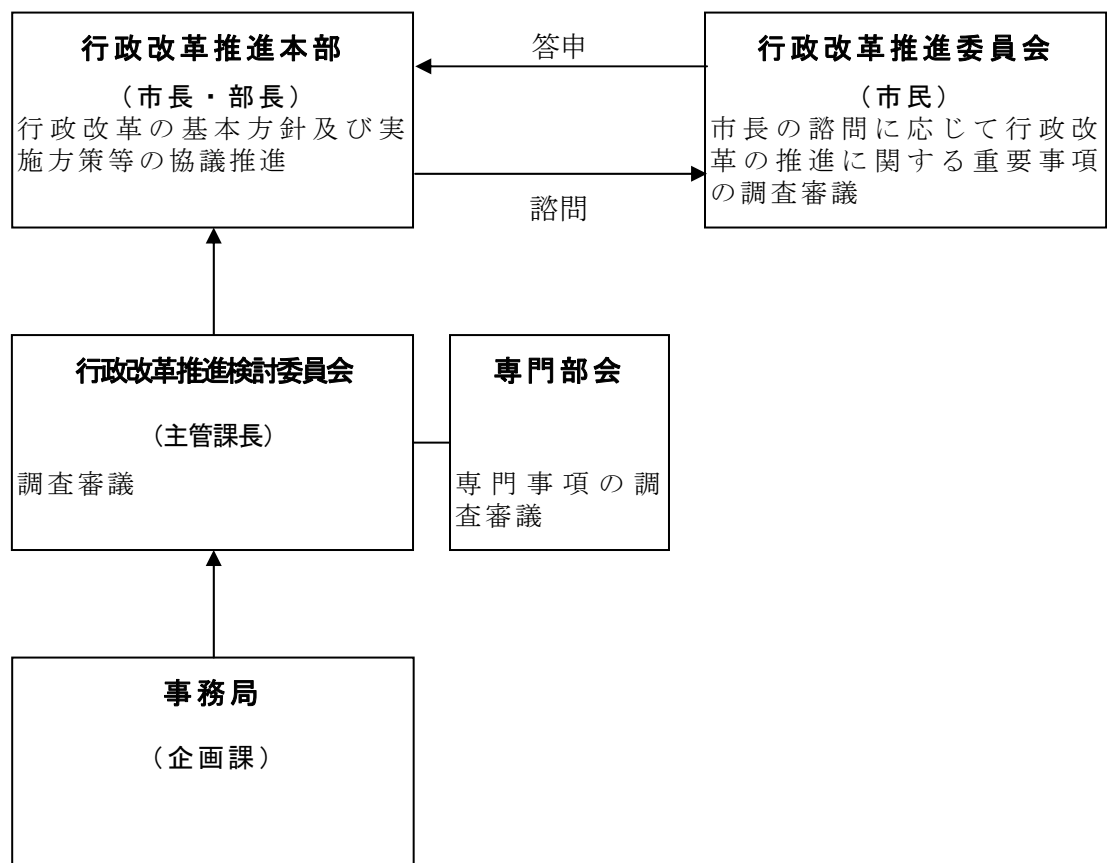
第3 行政改革の推進方法

改定後の第4次行政改革の計画期間は平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

なお、実施計画を策定し、計画的に進行管理を行うとともに、市民ニーズの変化へ適切に対応できるよう毎年度見直しを行い、新たな取り組みを加えていきます。

また、行政改革の進捗状況については、行政改革推進委員会への報告及び市民等への公表を行い、意見を求めていきます。

[行政改革の推進体制]



袖ヶ浦市第4次行政改革大綱体系図

